

受 番	験 号
--------	--------

試験日：令和6年11月27日

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（注意事項）

1. 設問の文中において、法令等抜粋している設問の中には文言を一部省略しているものもあります。
2. 各設問の語句の定義については、各法令の定めによります。

- I. 次の問題の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1

【貨物自動車運送事業法施行規則】（届出）

一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者たる法人であって、代表権を有する役員又は社員を変更する場合にはあらかじめ、代表権を有しない役員又は社員に変更があった場合には前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに、許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に届出書を提出しなければならない。

()

問題 2

【道路交通法】（停車又は駐車の方法）

車両は、人の乗降又は貨物の積卸しのため停車するときは、できる限り道路の左側端に沿い、かつ、できる限り他の交通の妨害とならないように努めなければならない。

()

問題 3

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（点呼等）

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務を終了した運転者等に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を行い、当該業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者等と交替した場合にあっては法令の規定による通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。

()

問題 4

【貨物自動車運送事業法】（定義）

この法律において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

()

問題 5

【貨物自動車運送事業法】（事業の譲渡し及び譲受け等）

一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を営まない法人が合併をする場合において一般貨物自動車運送事業を営まない法人が存続するとき又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りではない。

()

問題 6

【自動車事故報告規則】（報告書の提出）

貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く）は、その使用する自動車について省令で定める事故があった場合には、当該事故があった日から30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

()

問題 7

【道路運送法】（自動車に関する表示）

事業用の貨物自動車を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は荷主の名称その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

()

問題 8

【労働基準法】（労働基準監督官の権限）

労働基準監督官は、事業場、寄宿舎その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。

()

問題 9

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理者の業務）

運行管理者の業務の範囲は国土交通省令で定められているが、貨物自動車運送事業法の規定により選任された安全統括管理者に対する指導及び監督を行うことは、当該省令の運行管理者の業務の範囲に含まれない。

()

問題 10

【貨物自動車運送事業法】（事業）

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関は、その区域において、輸送の安全を阻害する行為の防止その他貨物自動車運送事業法又は貨物自動車運送事業法に基づく命令の遵守に関し一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者に対する指導を行う。

()

問題 11

【道路運送車両法】（整備管理者）

自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とするとして認められる車両総重量八トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であつて国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。

()

問題 12

【道路交通法】（使用者に対する通知）

車両等の運転者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の使用者の業務に関してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該車両等の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業者を経営する者又は軌道法の規定による軌道の事業者であるときは当該事業者及び当該事業者を監督する行政庁に対し、当該車両等の使用者がこれらの事業者以外の者であるときは当該車両等の運転者に対し、当該違反の内容を通知するものとする。

()

問題 13

【貨物自動車運送事業法】（輸送の安全の確保の命令）

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が、第十六条第一項、第四項若しくは第六項、第十七条第一項から第四項まで、第十八条第一項、第二十二條第二項若しくは第三項若しくは前条の規定又は安全管理規程を遵守しているため輸送の安全の確保がされていると認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、必要な員数の運転者の確保、事業用自動車の運行計画の改善、運行管理者に対する必要な権限の付与、貨物自動車利用運送を行う場合におけるその利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の輸送の安全の確保を阻害する行為の停止、当該安全管理規程の遵守その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

()

問題 1 4

【貨物自動車運送事業報告規則】（事業報告書及び事業実績報告書）

貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項の事業実績報告書は、事業概況報告書（第一号様式）並びに貸借対照表、損益計算書及び次に掲げる財務計算に関する明細表とする。

- 1 一般貨物自動車運送事業損益明細表（第二号様式）
- 2 一般貨物自動車運送事業人件費明細表（第三号様式）

()

問題 1 5

【道路運送車両法】（移転登録）

新規登録を受けた自動車について使用者の変更があったときは、新使用者は、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

()

問題 1 6

【貨物自動車運送事業法施行規則】（公衆の閲覧に供することを要しない場合）

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法十一条の規定により、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）、運送約款その他国土交通省令で定める事項について、一般貨物自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載により公衆の閲覧に供しなければならないが、一般貨物自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していたとしても、一般貨物自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合は、対象から除かれる。

()

問題 1 7

【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

()

問題 1 8

【貨物自動車運送事業報告規則】（運賃及び料金の届出）

一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更するときは、運賃及び料金の設定又は変更前三十日以内に、貨物自動車運送事業報告規則第二条の二各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定（変更）届出書を、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係るものにあつては所轄地方運輸局長（特別積合せ貨物運送に係る運賃及び料金であつて、届出に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計（運行系統が重複する部分に係る距離を除く。）が百キロメートル以上である場合にあつては国土交通大臣）に、貨物軽自動車運送事業に係るものにあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に、それぞれ提出しなければならない。

()

問題 19

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の休息期間については、当該自動車運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。

()

問題 20

【労働安全衛生法】（健康診断）

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

()

問題 21

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（過労運転等の防止）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者又は特定自動運行保安員を必要に応じて選任しておかなければならず、選任する運転者は、日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）であってはならない。

()

問題 22

【労働基準法】（定義）

この法律で「使用者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

()

問題 23

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（事故の記録）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則に掲げる事項を記録し、その記録を主たる事務所において三年間保存しなければならない。

()

問題 2 4

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

自動車運転者の拘束時間は、一箇月について二百八十四時間を超えず、かつ、一年について三千三百時間を超えないものとする。ただし、労使協定により、一年について六箇月までは、一箇月について三百十時間まで延長することができ、かつ、一年について三千四百時間まで延長することができるものとする。また、ただし書きの場合において、一箇月の拘束時間が二百八十四時間を超える月が四箇月を超えて連続しないものとし、かつ、一箇月の時間外労働及び休日労働の合計時間数が百時間未満となるよう努めるものとする。

()

問題 2 5

【道路運送法】（有償旅客運送の禁止）

貨物自動車運送事業を営業者は、有償で旅客の運送をしてはならない。ただし、災害のため緊急を要するときその他やむを得ない事由がある場合であつて都道府県知事の許可を受けたときは、この限りではない。

()

II. 次の問題の文書の指示に従って設問に答えなさい。

問題 2 6

【貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業法施行規則】（事業計画）

事業計画の変更を行う場合に、貨物自動車運送事業法及び貨物自動車運送事業法施行規則で定める認可となる事項はどれか。①から③より選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 主たる事務所の名称及び位置の変更
- ② 各営業所に配置する運行車の数の変更
- ③ 貨物自動車利用運送を行おうとする場合

()

問題 2 7

【自動車事故報告規則】（定義）

事業者が、届出しなければならない重大な事故として自動車事故報告規則に定められている事項について、誤っている事項を①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 荷物をき損・破損させたもの
- ② 死者又は重傷者を生じたもの
- ③ 自動車が踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの

()

問題 2 8

【下請代金支払遅延等防止法】（下請代金の支払期日）

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。）から起算して、決められた期日までに支払わなければならないが、支払期日として正しいものを次の①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。
- ② 九十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。
- ③ 百日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

()

問題 2 9

【貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業法施行規則】（掲示事項等）

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法第11条の規定により、国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならないが、掲示しなければならない事項として誤っているものを、次の①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 運送約款
- ② 当営業所に選任されている運行管理者の氏名
- ③ 運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を 対象とするものに限る。）

()

問題 30

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（業務の記録）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該業務を行った運転者等ごとに必要事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならないが、記録させる事項として、法令上定められていないものを①から③より選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 集貨地点等で、当該一般貨物自動車運送事業者等が、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時
- ② 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
- ③ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第六十七条第二項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）第二条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因

()

受 験 番 号	
------------------	--

試験日：令和6年11月27日

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（注意事項）

- 設問の文中において、法令等抜粋している設問の中には文言を一部省略しているものもあります。
- 各設問の語句の定義については、各法令の定めによります。

I. 次の問題の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1

【貨物自動車運送事業法施行規則】（届出）

一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者たる法人であって、代表権を有する役員又は社員を変更する場合にはあらかじめ、代表権を有しない役員又は社員に変更があった場合には前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに、許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に届出書を提出しなければならない。

【貨物自動車運送事業法施行規則】 (×)

第44条

誤:代表権を有する役員又は社員を変更する場合にはあらかじめ、正:役員又は社員に変更があった場合

問題 2

【道路交通安全法】（停車又は駐車の方法）

車両は、人の乗降又は貨物の積卸しのため停車するときは、できる限り道路の左側端に沿い、かつ、できる限り他の交通の妨害とならないように努めなければならない。

【道路交通安全法】 (×)

第47条第1項

誤:できる限り他の交通の妨害とならないように努めなければならない。正:他の交通の妨害とならないようにしなければならない。

問題 3

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（点呼等）

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務を終了した運転者等に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を行い、当該業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者等と交替した場合にあっては法令の規定による通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 (○)

第7条第2項

問題 4

【貨物自動車運送事業法】（定義）

この法律において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

【貨物自動車運送事業法】

()

第2条第1項、第3条、第35条第1項、第36条第1項

正:貨物軽自動車運送事業を営もうとする者は届け出なければならない。誤:貨物軽自動車運送事業を営もうとする者は許可を受けなければならない。

問題 5

【貨物自動車運送事業法】（事業の譲渡し及び譲受け等）

一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を営まない法人が合併をする場合において一般貨物自動車運送事業を営まない法人が存続するとき又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りではない。

【貨物自動車運送事業法】

()

第30条第2項

誤:一般貨物自動車運送事業を営まない法人が存続正:一般貨物自動車運送事業者たる法人が存続

問題 6

【自動車事故報告規則】（報告書の提出）

貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く）は、その使用する自動車について省令で定める事故があった場合には、当該事故があった日から30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

【自動車事故報告規則】

()

第3条第1項

問題 7

【道路運送法】（自動車に関する表示）

事業用の貨物自動車を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は荷主の名称その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

【道路運送法】

()

第95条

誤:荷主の名称正:記号

問題 8

【労働基準法】（労働基準監督官の権限）

労働基準監督官は、事業場、寄宿舎その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。

【労働基準法】

()

第101条

問題 9

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理者の業務）

運行管理者の業務の範囲は国土交通省令で定められているが、貨物自動車運送事業法の規定により選任された安全統括管理者に対する指導及び監督を行うことは、当該省令の運行管理者の業務の範囲に含まれない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 ()

第20条

問題 10

【貨物自動車運送事業法】（事業）

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関は、その区域において、輸送の安全を阻害する行為の防止その他貨物自動車運送事業法又は貨物自動車運送事業法に基づく命令の遵守に関し一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者に対する指導を行う。

【貨物自動車運送事業法】 ()

第39条

問題 11

【道路運送車両法】（整備管理者）

自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とする認められる車両総重量八トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であつて国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。

【道路運送車両法】 ()

第50条第1項

問題 12

【道路交通安全法】（使用者に対する通知）

車両等の運転者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の使用者の業務に関してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該車両等の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者又は軌道法の規定による軌道の事業者であるときは当該事業者及び当該事業を監督する行政庁に対し、当該車両等の使用者がこれらの事業者以外の者であるときは当該車両等の運転者に対し、当該違反の内容を通知するものとする。

【道路交通安全法】 ()

第108条の34

正: 当該車両等の使用者誤: 当該車両等の運転者

問題 13

【貨物自動車運送事業法】（輸送の安全の確保の命令）

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が、第十六条第一項、第四項若しくは第六項、第十七条第一項から第四項まで、第十八条第一項、第二十二條第二項若しくは第三項若しくは前条の規定又は安全管理規程を遵守しているため輸送の安全の確保がされていると認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、必要な員数の運転者の確保、事業用自動車の運行計画の改善、運行管理者に対する必要な権限の付与、貨物自動車利用運送を行う場合におけるその利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の輸送の安全の確保を阻害する行為の停止、当該安全管理規程の遵守その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

【貨物自動車運送事業法】 ()

第23条

誤: 遵守しているため輸送の安全の確保がされている...正: 遵守していないため輸送の安全の確保がされていない...

問題 1 4

【貨物自動車運送事業報告規則】（事業報告書及び事業実績報告書）
貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項の事業実績報告書は、事業概況報告書（第一号様式）並びに貸借対照表、損益計算書及び次に掲げる財務計算に関する明細表とする。

- 1 一般貨物自動車運送事業損益明細表（第二号様式）
- 2 一般貨物自動車運送事業人件費明細表（第三号様式）

【貨物自動車運送事業報告規則】 ()

第2条

誤: 事業実績報告書正: 事業報告書

問題 1 5

【道路運送車両法】（移転登録）
新規登録を受けた自動車について使用者の変更があったときは、新使用者は、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

【道路運送車両法】 ()

第13条第1項

誤: 使用者正: 所有者

問題 1 6

【貨物自動車運送事業法施行規則】（公衆の閲覧に供することを要しない場合）
一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法十一条の規定により、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）を、運送約款その他国土交通省令で定める事項について、一般貨物自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載により公衆の閲覧に供しなければならないが、一般貨物自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイト有していたとしても、一般貨物自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合は、対象から除かれる。

【貨物自動車運送事業法施行規則】 ()

第13条の2

問題 1 7

【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】
事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】 ()

第19条

問題 1 8

【貨物自動車運送事業報告規則】（運賃及び料金の届出）
一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更するときは、運賃及び料金の設定又は変更前三十日以内に、貨物自動車運送事業報告規則第2条の二各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定（変更）届出書を、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係るものにあつては所轄地方運輸局長（特別積合せ貨物運送に係る運賃及び料金であつて、届出に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計（運行系統が重複する部分に係る距離を除く。）が百キロメートル以上である場合にあつては国土交通大臣）に、貨物軽自動車運送事業に係るものにあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に、それぞれ提出しなければならない。

【貨物自動車運送事業報告規則】 ()

第2条の2

誤: 変更前三十日以内正: 変更後三十日以内

問題 19

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の休息期間については、当該自動車運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】 ()

第4条第2項

問題 20

【労働安全衛生法】（健康診断）

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

【労働安全衛生法】 ()

第66条第1～3項

問題 21

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（過労運転等の防止）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者又は特定自動運行保安員を必要に応じて選任しておかなければならず、選任する運転者は、日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）であってはならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 ()

第3条第1項、第2項

誤：必要に応じて正：常時

問題 22

【労働基準法】（定義）

この法律で「使用者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

【労働基準法】 ()

第9条

誤：使用者正：労働者

問題 23

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（事故の記録）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則に掲げる事項を記録し、その記録を主たる事務所において三年間保存しなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 ()

第9条の2

誤：主たる事務所において正：営業所において

問題 2 4

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

自動車運転者の拘束時間は、一箇月について二百八十四時間を超えず、かつ、一年について三千三百時間を超えないものとする。ただし、労使協定により、一年について六箇月までは、一箇月について三百十時間まで延長することができる。また、ただし書きの場合において、一箇月の拘束時間が二百八十四時間を超える月が四箇月を超えて連続しないものとし、かつ、一箇月の時間外労働及び休日労働の合計時間数が百時間未満となるよう努めるものとする。

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】 (×)

第4条第1項

誤:一箇月の拘束時間が二百八十四時間を超える月が四箇月を超えて連続しないものとし、正:一箇月の拘束時間が二百八十四時間を超える月が三箇月を超えて連続しないものとし、

問題 2 5

【道路運送法】（有償旅客運送の禁止）

貨物自動車運送事業を営業者は、有償で旅客の運送をしてはならない。ただし、災害のため緊急を要するときその他やむを得ない事由がある場合であつて都道府県知事の許可を受けたときは、この限りではない。

【道路運送法】 (×)

第83条

誤: 都道府県知事正: 国土交通大臣

II. 次の問題の文書の指示に従って設問に答えなさい。

問題 2 6

【貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業法施行規則】（事業計画）
事業計画の変更を行う場合に、貨物自動車運送事業法及び貨物自動車運送事業法施行規則で定める認可となる事項はどれか。①から③より選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 主たる事務所の名称及び位置の変更
- ② 各営業所に配置する運行車の数の変更
- ③ 貨物自動車利用運送を行おうとする場合

【貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業法施行規則】 (③)

第9条第1項、第2条

問題 2 7

【自動車事故報告規則】（定義）
事業者が、届出しなければならない重大な事故として自動車事故報告規則に定められている事項について、誤っている事項を①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 荷物をき損・破損させたもの
- ② 死者又は重傷者を生じたもの
- ③ 自動車踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの

【自動車事故報告規則】 (①)

第2条

問題 2 8

【下請代金支払遅延等防止法】（下請代金の支払期日）
下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。）から起算して、決められた期日までに支払わなければならないが、支払期日として正しいものを次の①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。
- ② 九十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。
- ③ 百日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

【下請代金支払遅延等防止法】 (①)

第2条の2

問題 2 9

【貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業法施行規則】（掲示事項等）
一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法第11条の規定により、国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならないが、掲示しなければならない事項として誤っているものを、次の①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 運送約款
- ② 当営業所に選任されている運行管理者の氏名
- ③ 運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）

【貨物自動車運送事業法施行規則】 (②)

第12条

問題 3 0

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（業務の記録）
一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該業務を行った運転者等ごとに必要事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならないが、記録させる事項として、法令上定められていないものを①から③より選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 集貨地点等で、当該一般貨物自動車運送事業者等が、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時
- ② 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
- ③ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第六十七条第二項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第四百号）第二条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 (②)

第8条

貨物自動車運送事業法令試験実施結果

関東運輸局

	受験者数	合格者数
令和6年11月	83	42

50.60%